

## 気象警報発令時等の対応について

生徒の通学時における安全確保のため、1の①、②、③、④のいずれかの状況の場合、2～4に沿って始業時刻の変更や臨時休業（休校）等の対応をとります。

.....

### 1 対象となる状況

- ①「警戒レベル4」又は「警戒レベル5」（該当市町が発令する避難情報）が発令されている。
- ②「特別警報」（「警戒レベル5」相当の気象情報）が発令されている。
- ③「暴風警報」と「大雨警報」の2つの警報、または「暴風雪警報」が発令されている。
- ④気象条件により、JR福塩線の「福山ー府中」間が運休している（全区間または一部区間）。

なお、この①～④の状況でなくても、天候や自治体の避難に関する情報等に応じて、校長の判断により、特別な対応をとることがあります。その場合は、本校HP、メール配信システム等により、お知らせします。

### 2 福山市に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階で、福山市に①～③のうちいずれかが発令、または④の場合は、自宅待機、または避難とします。
- (2) 自宅を出た後、福山市に①～③のうちいずれかが発令された場合は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。  
(ア) 安全な場所に避難する。(イ) 帰宅する。(ウ) 学校に登校する。
- (3) 午前11時までに、福山市の①～③が全て解除され、かつ④が再開した時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報等が解除されてからおおむね2時間後とします。
- (4) 午前11時の時点で、福山市に①～③のうちいずれかが発令、または④の場合は、臨時休業とします。

### 3 福山市以外（府中市、神石高原町、尾道市等）に居住している場合

- (1) 登校のため自宅を出る段階で、居住している地域または福山市に①～③のうちいずれかが発令、または④の場合は、自宅待機、または避難とします。
- (2) 自宅を出た後、居住している地域または福山市に①～③のいずれかが発令された場合は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。  
(ア) 安全な場所に避難する。(イ) 帰宅する。(ウ) 学校に登校する。
- (3) 午前11時までに、居住している地域および福山市の①～③が全て解除され、かつ④が再開した時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報等が解除されてからおおむね2時間後とします。
- (4) 午前11時の時点で、居住している地域または福山市に①～③のうちいずれかが発令、または④の場合は、登校しないでください。居住している地域の状況が改善していても、福山市に①～③のうちいずれかが発令、または④の場合は、臨時休業となります。

### 4 注意事項

- (1) 自宅待機、または避難による欠席は特別欠席扱いとします。
- (2) 臨時休業等により行われなかった授業については、長期休業日等に行う予定です。
- (3) ①～④のいずれの状況でない時でも、気象・交通機関・道路などの状況により登校に危険が予想される場合や、JRや路線バスの運休により登校に困難が生じた場合は、保護者の判断のもとで自宅待機、または避難してください。
- (4) テレビ・インターネット等で気象警報の状況を確認し、①～④の状況が解除された時には、すぐに登校を始められるように準備をしておいてください。
- (5) 始業時刻後に①～④のいずれかの状況になった（または、なると予想される）時は、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- (6) 模擬試験や休業中の補習等、休日・休業中の部活動についても、この「気象警報発令時等の対応」に準じてください。
- (7) 自宅待機、または避難によって模擬試験等が受験できない場合は、追試験や自宅受験等を行う予定です。